

# 第47期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：2023年1月26日（木曜日）  
午前10時(受付開始:午前9時)

開催場所：札幌市北区北9条西3丁目7番地  
土屋ホーム札幌北九条ビル  
8階 会議室

(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)

## ご来場自粛のお願い

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

## お土産の中止について

前年に続き、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産を本年も中止とさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

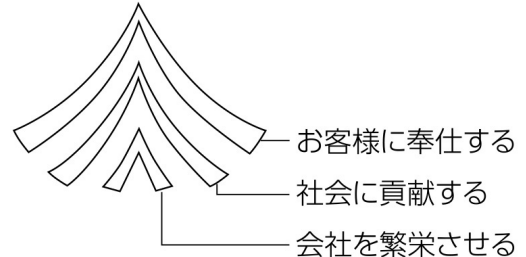
■ 第47期定時株主総会招集ご通知	P.2
■ 株主総会参考書類	P.7
決議事項	[ 第1号議案 ] 定款一部変更の件 [ 第2号議案 ] 取締役7名選任の件 [ 第3号議案 ] 監査役4名選任の件 [ 第4号議案 ] 補欠監査役1名選任の件
■ 事業報告	P.22
■ 連結計算書類	P.45
■ 計算書類	P.47
■ 監査報告	P.49

## 〈 使 命 感 〉

### 豊かさの人生を創造する土屋グループ



オオヤケ  
(お客様、社会、会社) 公を示す。



土屋グループは、住宅産業を通じてお客様・社会・会社の“三つの人の公”のために物質的・精神的・健康的な「豊かさの人生を創造する」ことを企業使命感としております。シンボルマークはその「三つの人」と「公」を象徴し、シンボルカラーの“紅”は積極果敢な行動力と情熱を表しております。

## 〈 社 是 〉

- 一、顧客に奉仕すること。
- 一、社会に貢献すること。
- 一、会社を繁栄させること。

## 〈 社 訓 〉

- 一、誠実と責任
- 一、信念と努力
- 一、協調と団結

株主各位

証券コード 1840

2023年1月6日

札幌市北区北9条西3丁目7番地

 **株式会社土屋ホールディングス**

代表取締役社長 土屋 昌三

## 第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を後記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、本株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、5、6頁の議決権行使についてのご案内に従って、2023年1月25日（水曜日）午後6時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

<b>1 日 時</b>	2023年1月26日(木曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)
<b>2 場 所</b>	札幌市北区北9条西3丁目7番地 土屋ホーム札幌北九条ビル 8階 会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照下さい。)
<b>3 目的事項</b>	<b>報告事項</b> 1. 第47期(2021年11月1日から2022年10月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第47期(2021年11月1日から2022年10月31日まで) 計算書類報告の件 <b>決議事項</b> 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役4名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
<b>4 議決権行使についてのご案内</b>	5、6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】及び 【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照下さい。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.tsuchiya.co.jp/>)に掲載しております。
  - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
  - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、監査役が監査した事業報告、計算書類及び連結計算書類、会計監査人が監査した計算書類及び連結計算書類は、本招集ご通知提供書面のほか、上記ウェブサイトの掲載事項を含んでおります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.tsuchiya.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、株主総会へのご来場をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

なお、本株主総会当日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の対応を取らせていただきますので、株主の皆様におかれましてはご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ・本株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、マスク着用などのご自身及び周囲への感染予防にご配慮いただきご来場下さいますようお願い申し上げます。マスクをご着用いただけない場合には、ご入場をお断りする場合がございます。なお、当社関係者もマスク着用で対応させていただきます。
- ・ご来場の株主様の体温を測定させていただき、体温の高い方や体調が悪いように見受けられる方につきましては、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。また、座席間隔を広く保つため、入場を制限させていただく場合がございます。
- ・本株主総会の議事は、円滑かつ効率的に執り行うことで、例年よりも時間を短縮して進行させていただきます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tsuchiya.co.jp/>）にてお知らせいたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。（ご捺印は不要です）

**日時** 2023年1月26日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

## 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。  
（下記の行使期限までに到着するようご返送下さい）

**行使期限** 2023年1月25日（水曜日）午後6時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト（アドレス <https://www.web54.net>）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

**行使期限** 2023年1月25日（水曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承下さい。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

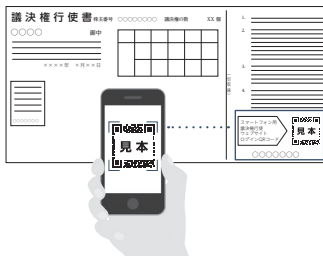
※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

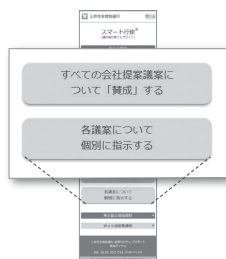
「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

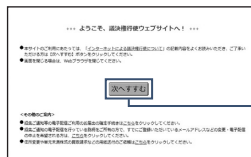
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

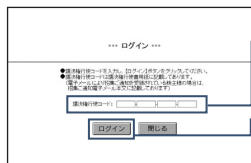
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

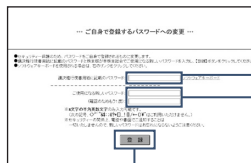
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間:午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。



## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>2 本附則の規定は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。  
つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。  
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	属性
1	つち や しょう ぞう 土 屋 昌 三	代表取締役社長	再任
2	おお よし とも ひろ 大 吉 智 浩	代表取締役副社長	再任
3	きく ち ひで や 菊 地 英 也	取締役	再任
4	ところ てつ ぞう 所 哲 三	取締役	再任
5	やま かわ こう じ 山 川 浩 司	取締役	再任
6	て づか じゅん いち 手 塚 純 一	社外取締役	再任 社外 独立
7	なか た み ち こ 中 田 美知子	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

つちや しょうぞう  
**土屋 昌三**

(1972年4月3日生)

所有する当社の株式数……488,010株

再任

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1999年11月 株式会社土屋ホーム青森（現 当社）入社 常務取締役  
2001年11月 同社代表取締役社長  
2002年1月 当社取締役  
2002年11月 当社社長室長  
2004年4月 当社専務取締役  
2005年11月 当社住宅部門担当  
2008年11月 当社代表取締役社長（現任）  
2022年8月 公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団 理事長（現任）  
2022年10月 株式会社土屋経営 代表取締役社長（現任）  
2022年10月 株式会社土屋総合研究所 代表取締役社長（現任）

### 取締役候補者とした理由

土屋 昌三氏は、当社グループ会社の代表取締役社長及び当社の要職を歴任した後、2008年11月より当社代表取締役社長を務めており、企業経営者としての豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

2

おおよし  
大吉

ともひろ  
智浩

(1964年6月15日生)

所有する当社の株式数………57,400株

再任

#### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1993年9月 株式会社ホームトピア（現 株式会社土屋ホームトピア）入社  
1996年11月 同社さざえ（現 函館支店）店長  
1997年6月 同社北海道南北ブロック長  
1997年11月 同社北海道ブロック長 兼 ポテト（現 札幌本店）店長  
1999年1月 同社取締役  
2002年11月 同社代表取締役社長  
2003年1月 当社取締役  
2008年11月 当社専務取締役  
2012年11月 当社代表取締役専務  
2017年1月 当社代表取締役副社長  
2018年9月 当社代表取締役専務  
2019年11月 当社代表取締役副社長（現任）

#### 取締役候補者とした理由

大吉 智浩氏は、当社グループ会社の営業部門の責任者を歴任し、同社の代表取締役社長を歴任するなど企業経営者としての豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

3

きくち ひでや  
**菊地 英也** (1960年9月17日生)

所有する当社の株式数…… 54,700株

再任

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1983年3月 当社入社  
 1992年11月 当社住宅営業部釧路支店長  
 1998年11月 当社ホームアドバイザー本部道南ブロック長  
 2000年11月 当社管理部門総務部長  
 2002年1月 当社管理部門統括部長 兼 管理部門総務部長  
 2003年1月 当社取締役 管理部門統括部長 兼 管理部門総務部長  
 2005年4月 当社常務取締役 住宅部門（本州地区担当）兼 住宅部門世田谷支店長  
 2008年11月 **株式会社ホームトピア（現 株式会社土屋ホームトピア）**  
 代表取締役社長（現任）  
 2018年1月 **当社取締役（現任）**

**取締役候補者とした理由**

菊地 英也氏は、当社グループ会社の営業部門、管理部門の責任者を歴任し、当社グループ会社の代表取締役社長を務めるなど企業経営者としての豊富な経験と知識を有しており、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

4

ところ てつぞう  
**所 哲三** (1956年3月1日生)

所有する当社の株式数…… 43,004株

再任

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1985年3月 株式会社土屋住宅流通（現 当社）入社  
 1992年11月 当社流通部札幌豊平支店長  
 1998年11月 当社不動産部門流通部長  
 2006年8月 当社不動産部門統括部長  
 2007年1月 当社取締役 不動産部門統括部長 兼 流通部長  
 2013年11月 株式会社土屋ホーム  
 常務取締役 不動産部門流通部長 兼 流通本店長  
 2018年1月 **当社取締役（現任）**  
 2018年2月 **株式会社土屋ホーム不動産代表取締役社長（現任）**  
 2021年5月 **株式会社土屋ホーム不動産販売代表取締役社長（現任）**

**取締役候補者とした理由**

所 哲三氏は、当社グループ会社の不動産部門の責任者を歴任し、当社グループ会社の代表取締役社長を務めるなど経営及び不動産事業の豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

5

やまかわ こうじ  
**山川 浩司** (1969年9月13日生)

所有する当社の株式数……… 21,400株

再任

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1994年4月 当社入社  
2004年11月 当社住宅部門釧路支店長  
2010年5月 株式会社土屋ツーバイホーム（現 株式会社土屋ホーム）仙台支店長  
2014年11月 株式会社土屋ホーム  
執行役員 住宅部門東北地区長 兼 東北本店長 兼 営業部長  
2015年11月 同社取締役 住宅部門関西地区部長 兼 関西本店長  
2017年10月 株式会社新土屋ホーム(現 株式会社土屋ホーム)  
代表取締役社長（現任）  
2018年1月 当社取締役（現任）

**取締役候補者とした理由**

山川 浩司氏は、当社グループ会社の営業部門で支店長の経験を積み、当社グループ会社の代表取締役社長を務めるなど経営及び住宅事業の豊富な経験と実績を有しており、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

6

てづか じゅんいち  
**手塚 純一** (1951年5月19日生)

所有する当社の株式数……… 一株

再任

社外

独立

**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1975年4月 三井建設株式会社（現 三井住友建設株式会社）入社  
1979年4月 アサヒ住宅株式会社入社  
1987年6月 同社取締役  
1990年1月 同社常務取締役  
1992年10月 ジェイ建築システム株式会社設立 代表取締役（現任）  
2008年11月 当社社外取締役（現任）

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

手塚 純一氏は、経営者としての豊富な経験と建築技術者及び工学博士・農学博士としての高い見識及び人脈を有しており、社外取締役として、専門的見地により大所高所から当社の業務執行に関する監督・助言等を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

7

なかた みちこ  
**中田 美知子**

(1950年2月13日生) 所有する当社の株式数…………… 一株

再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1972年 4月 北海道放送株式会社入社  
1974年 6月 フリーアナウンサー  
1988年 4月 株式会社エフエム北海道入社  
2007年 6月 同社取締役放送本部長  
2011年 6月 同社常務取締役  
2015年 5月 学校法人浅井学園（現 学校法人北翔大学）理事（現任）  
2015年 8月 札幌大学客員教授  
2015年 8月 株式会社北海道二十一世紀総合研究所顧問（現任）  
2016年 3月 中道リース株式会社社外取締役（現任）  
2016年 5月 イオン北海道株式会社社外取締役（現任）  
2018年 1月 当社社外取締役（現任）  
2019年11月 札幌大学客員教授・評議員（現任）

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中田 美知子氏は、放送業界に精通し、豊富な経験により企業ブランディング及びメディア戦略への高い見識を有しており、社外取締役として、女性目線や消費者目線で当社の業務執行に関する監督・助言等を行っていただくため、引き続き社外取締役候補者としてお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 手塚純一氏及び中田美知子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について  
当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって手塚純一氏は14年3ヶ月、中田美知子氏は5年であります。
- (2) 独立役員の届出について  
当社は、手塚純一氏及び中田美知子氏を、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 社外取締役との責任限定契約の概要について  
当社は、手塚純一氏及び中田美知子氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の35頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。



### 第3号議案 監査役4名選任の件

監査役4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	属性
1	まえ かわ かつ ひこ 前 川 克 彦	常勤監査役	再任
2	ち ば さとし 千 葉 智	社外監査役	再任 社外 独立
3	なか むら しん じ 中 村 信 仁	社外監査役	再任 社外 独立
4	あら き とし かず 荒 木 俊 和	社外監査役	再任 社外 独立

再任 再任監査役候補者 社外 社外監査役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

まえかわ かつひこ  
**前川 克彦**

(1957年6月29日生) 所有する当社の株式数……… 22,700株

再任

### 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1984年3月 株式会社ホームトピア（現 株式会社土屋ホームトピア）入社  
1998年11月 当社経理部長  
2002年4月 当社経営管理室長  
2004年4月 当社社長室長  
2007年11月 株式会社ホームトピア（現 株式会社土屋ホームトピア）取締役経理部長  
2008年11月 同社監査役  
2009年11月 同社取締役社長室長  
2011年11月 当社財務部長  
2012年1月 当社取締役財務部長  
2016年11月 当社取締役総合企画部長  
2018年11月 当社取締役総務部長  
2019年1月 当社常勤監査役（現任）

### 監査役候補者とした理由

前川 克彦氏は、当社及び当社グループ会社の経営管理部門及び経理財務部門の責任者を歴任するなど経営及び経理財務の豊富な経験と実績を有しており、幅広い視野に基づく監査が行えるものと判断し、監査役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

2

ちば さとし  
**千葉 智**

(1960年10月25日生) 所有する当社の株式数……… 4,000株

再任

社外

独立

### 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1985年10月 等松青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所  
1989年4月 公認会計士登録  
2002年6月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）社員  
2011年11月 千葉智公認会計士事務所開設 同所所長（現任）  
2015年1月 当社社外監査役（現任）  
2017年6月 株式会社北海道銀行社外監査役（現任）

### 社外監査役候補者とした理由

千葉 智氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い見識と実績により監査機能を発揮していただいていることから社外監査役として、大所高所から事業に有益な助言を行っていただくため、引き続き社外監査役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

3

なかむら しんじ  
**中村 信仁** (1966年2月16日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

再任

社外

独立

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

1988年6月 株式会社エムアンドジー設立 代表取締役  
2000年11月 有限会社エスエーシー設立 取締役社長(現任)  
2010年10月 株式会社アイスブレイク設立 代表取締役(現任)  
2015年10月 一般社団法人日本自分史作家育成協会(現 一般社団法人永業塾)設立  
理事長(現任)  
2018年1月 当社社外監査役(現任)

**社外監査役候補者とした理由**

中村 信仁氏は、長年にわたる営業経験及び企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから社外監査役として、大所高所から事業に有益な助言を行っていただくため、引き続き社外監査役候補者としてお願いするものであります。

候補者番号

4

あらかき としかず  
**荒木 俊和** (1982年11月1日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

再任

社外

独立

**略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）**

2009年12月 弁護士登録  
2010年1月 森・濱田松本法律事務所入所  
2012年10月 札幌みずなら法律事務所(現 弁護士法人みずなら総合法律事務所)入所  
2014年7月 アンサーズ法律事務所設立 同所所長(現任)  
2014年9月 株式会社つなぐ相続アドバイザーズ 取締役  
2019年1月 当社社外監査役(現任)  
2019年7月 一般社団法人北海道M&A協会 代表理事(現任)  
2020年6月 株式会社エコミック社外取締役(現任)

**社外監査役候補者とした理由**

荒木 俊和氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士の資格を有しており、法務に精通し、企業経営を統治する十分な問題解決力・紛争処理のノウハウの蓄積等これまで培ってきた見識と経験を有していることから社外監査役として、大所高所から事業に有益な助言を行っていただくため、引き続き社外監査役候補者としてお願いするものであります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 千葉 智氏、中村信仁氏及び荒木俊和氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数について  
当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって千葉 智氏は8年、中村信仁氏は5年、荒木俊和氏は4年であります。
- (2) 独立役員の届出について  
当社は、千葉 智氏、中村信仁氏及び荒木俊和氏を、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。3氏が再任された場合は、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定であります。
- (3) 社外監査役との責任限定契約の概要について  
当社は、千葉 智氏、中村信仁氏及び荒木俊和氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が再任された場合は当該契約を継続する予定であります。  
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の35頁に記載のとおりであります。監査役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、三好俊和氏は、監査役前川克彦氏の補欠として選任するものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

みよし としかず  
**三好 俊和** (1963年1月3日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

### 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1990年5月 当社入社  
1998年7月 当社住宅部門苫小牧支店長  
2007年11月 当社内部監査室長  
2021年4月 当社財務部長（現任）

### 補欠監査役候補者とした理由

三好 俊和氏は、当社グループ会社の住宅部門で支店長を歴任し、当社の内部監査部門及び経理財務部門の責任者を務めるなど、豊富な経験と実績を有しており、客観的・公正な立場で業務執行に関する適切な監査を行えるものと判断し、補欠監査役候補者としてお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の35頁に記載のとおりであります。三好俊和氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険の被保険者に含まれることとなります。

(ご参考) 本総会終了後の取締役及び監査役のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会及び監査役会のスキルマトリックスは以下のとおりであります。

なお、スキルマトリックスは、各人の経験等を踏まえ、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見や経験を表すものではありません。

氏名	当社における地位 (予定)	企業経営	財務会計	営業戦略	人事 人材マネジメント	リスク管理 コンプライアンス	技術/品質	業界経験
土屋 昌三	代表取締役社長	●	●			●		●
大吉 智浩	代表取締役副社長	●	●	●		●		●
菊地 英也	取締役	●		●	●	●	●	●
所 哲三	取締役	●		●		●		●
山川 浩司	取締役	●		●		●		●
手塚 純一	社外取締役					●	●	●
中田 美知子	社外取締役	●		●		●		
前川 克彦	常勤監査役	●	●			●		●
千葉 智	社外監査役		●					
中村 信仁	社外監査役			●	●			
荒木 俊和	社外監査役					●		

以上

(提供書面)

# 事業報告 (2021年11月1日から2022年10月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が徐々に弱まり、経済活動の正常化の動きがみられましたが、ウクライナ情勢の長期化やサプライチェーンの混乱に伴う資源価格の高騰、金融資本市場の変動など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

わが国経済は、個人消費の増加など緩やかな回復傾向にあるものの、不安定な世界情勢の影響や急激な円安進行に伴う物価の上昇、繰り返される感染症の拡大など景気の先行きについては予断を許さない状況となっております。

当社グループが属する住宅・不動産業界におきましては、新設住宅着工戸数の「持家」は11か月連続で前年同月比を下回り、弱含みで推移し、物価高による実質賃金の低下、建築費及び住宅用地の高騰による住宅取得費の上昇など、消費マインドへの影響が懸念され、厳しい事業環境が続いております。

このような状況において、当社グループは、2024年10月期を最終年度とした中期経営計画を公表し、計画達成に向けた取組みを推進してまいりました。当社グループの企業使命感「豊かさの人生を創造する」を基に、北海道の厳しい気象環境で鍛え上げられた、木の特性を活かした高断熱・高気密・高耐久の住宅建築技術を日本全国に広め、事業を通じて脱炭素社会の実現に貢献することを目指しております。当期において、中期経営計画達成に向け、木造賃貸住宅事業への参入に向けた木造4階建てマンション「LAPEACE (ラピス)」の発売開始、ドミナント戦略による重要拠点への集中的な拠点展開を行うなど各種取組みに注力してまいりました。

招集  
ご通知

株主  
総会  
参考書類

事業  
報告

連結  
計算書類

計算  
書類

監査  
報告

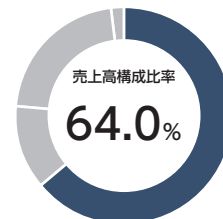
セグメントの業績は次のとおりであります。

### 住宅事業

売上高  
**222億18**百万円  
(前年同期比3.7%増)

営業損失  
**2億49**百万円  
(前年同期は営業利益  
3億25百万円)

住宅事業の売上高は、建築コストの上昇に伴い住宅価格への転嫁を進めたこと及び非住宅物件の引合いが増加したことから222億18百万円（前年同期比3.7%増）と増加しましたが、営業損失は価格転嫁を進めたものの建築コストの上昇が先行したことによる売上総利益率の低下及び業容拡大に向けた人材投資や販促活動による販管費の増加から2億49百万円（前年同期は営業利益3億25百万円）となりました。

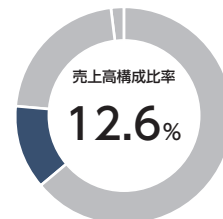


### リフォーム事業

売上高  
**43億79**百万円  
(前年同期比12.6%増)

営業利益  
**59**百万円  
(前年同期比42.0%増)

リフォーム事業の売上高は、受注残高が前年同期比で増加し、受注においても住宅性能向上リフォームを中心として順調に推移したことから43億79百万円（前年同期比12.6%増）、営業利益は59百万円（前年同期比42.0%増）となりました。



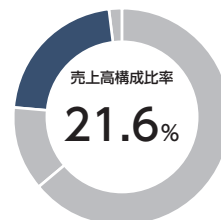


## 不動産事業

売上高  
**74億93**百万円  
 (前年同期比47.7%増)

営業利益  
**5億49**百万円  
 (前年同期比49.3%増)

不動産事業の売上高は、新規拠点の展開及び取扱単価の増加により住宅用地をはじめとした不動産売買事業が順調に推移し、分譲住宅の販売も売上高に寄与したことから74億93百万円（前年同期比47.7%増）、営業利益は売上総利益が大幅に増加したことから5億49百万円（前年同期比49.3%増）となりました。

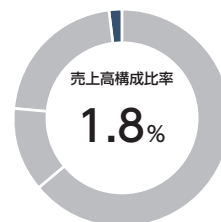


## 賃貸事業

売上高  
**6億24**百万円  
 (前年同期比5.6%減)

営業利益  
**1億42**百万円  
 (前年同期比10.3%減)

賃貸事業の売上高は、前期に計上した大型の営繕工事売上高の反動減により6億24百万円（前年同期比5.6%減）、営業利益は1億42百万円（前年同期比10.3%減）となりました。



以上の結果、売上高は347億16百万円（前年同期比11.8%増）と増加しましたが、原価率の上昇や販管費の増加などから、営業利益は1億48百万円（前年同期比74.9%減）、経常利益は2億28百万円（前年同期比64.7%減）、固定資産の譲渡に伴う特別利益の計上及び法人税等調整額（益）2百万円を計上いたしましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は2億30百万円（前年同期比51.8%減）となりました。

<b>売上高</b>	<b>前年同期比</b>	<b>経常利益</b>	<b>前年同期比</b>
347億16百万円	11.8%増 	2億28百万円	64.7%減 
<b>営業利益</b>	<b>前年同期比</b>	<b>親会社株主に帰属する 当期純利益</b>	<b>前年同期比</b>
1億48百万円	74.9%減 	2億30百万円	51.8%減 

セグメントの名称	前連結会計年度 自 2020年11月1日 至 2021年10月31日		当連結会計年度 自 2021年11月1日 至 2022年10月31日		前連結会計 年度比(%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
住 宅 事 業	21,427	69.0	22,218	64.0	103.7
リ フ ォ ー ム 事 業	3,890	12.5	4,379	12.6	112.6
不 動 産 事 業	5,072	16.3	7,493	21.6	147.7
賃 貸 事 業	661	2.1	624	1.8	94.4
合 計	31,051	100.0	34,716	100.0	111.8

## ② 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は、8億51百万円であり、主なものは次のとおりです。

- ・ 自社賃貸物件取得 (2億22百万円)
- ・ モデルハウスの建築 (1億75百万円)
- ・ ソフトフェア (56百万円)
- ・ モデルハウス及び事務所改修 (43百万円)

資金調達につきましては、当連結会計年度において社債または新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分		第44期 (2019年10月期)	第45期 (2020年10月期)	第46期 (2021年10月期)	第47期 (当連結会計年度) (2022年10月期)
受注高	(百万円)	25,421	22,716	27,060	27,067
売上高	(百万円)	30,417	28,739	31,051	34,716
経常利益または経常損失 (△)	(百万円)	433	△434	647	228
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	179	△788	477	230
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△)	(円)	7.19	△31.54	19.12	9.22
総資産	(百万円)	21,179	19,473	22,198	21,646
純資産	(百万円)	12,417	11,470	11,945	12,093
1株当たり純資産額	(円)	496.74	458.87	477.88	483.81
自己資本比率	(%)	58.63	58.90	53.81	55.87

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失 (△) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社土屋ホーム	100	100.0	建築工事の設計、監理及び請負等
株式会社土屋ホームトピア	200	100.0	リフォーム工事の請負等
株式会社土屋ホーム不動産	300	100.0	不動産の販売、仲介、管理等

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### <企業理念>

当社グループは、「永く快適に住み続けられる住まい」の提供により、お客様・社会・会社の関係するすべての人々の物質的・精神的・健康的な「豊かさの人生を創造」することを目指しています。

##### <事業環境>

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症については、政府による各種経済支援等の効果もあり、経済活動が正常化に向かっているものの、世界的なインフレに伴う金融引き締めや資源価格の高止まり、長期的な円安も重なり、景気の先行きについては予断を許さぬ状況となっております。

当社グループの属する住宅・不動産業界におきましては、物価高による実質賃金の低下、建築コストの上昇など厳しい事業環境が続いており、足元では、住宅ローン金利も低い水準で推移しておりますが、今後の動向については注視していく必要があります。一方で、脱炭素社会の実現を背景として、2022年6月17日に建築物省エネ法が改正され、2025年度以降に建築するすべての建築物について省エネ基準への適合が義務付けられるなど、建築物の省エネ化が加速していき、ZEH住宅や賃貸住宅・非住宅建築物の木造化へのニーズが益々強くなっていくものと思われまます。

##### <中期経営計画>

当社グループは、企業使命感である「豊かさの人生を創造する」を経営の軸に据え、2024年度を最終年度とする中期経営計画の方針に沿って、北海道の厳しい気象環境で鍛え上げられた、木の特性を活かした高断熱・高気密・高耐久の住宅建築技術を日本全国に広め、環境課題と事業を一体的に推進することで、脱炭素社会の実現に貢献し、カーボンニュートラルのリーディングカンパニーとなるべく、各種施策に取り組んでまいります。

#### (基本方針)

##### 「北海道を中心に積雪寒冷地域でのNo.1住生活総合企業へ」

事業環境の変化に対応し、安定した経営体制の構築に向け、住生活総合企業として、住宅・リフォーム・不動産の各事業の連携を深め、ドミナント戦略により当社グループの強みが活かせる重要地域へ集中的な拠点展開を推進することで、ブランド力の向上及びシェア拡大を図ってまいります。併せて、当社グループとのシナジー効果の期待できる他企業とのアライアンスを推進し、プレゼンスの向上を目指してまいります。

#### (定量目標)

売上高	営業利益	ROE	棟数
38,000百万円	1,200百万円	6.0%	900棟

(事業戦略)

事業	主な取組み内容
住宅事業	<p>政府により、2050年までに温室効果ガスの排出ゼロを目指したカーボンニュートラル実現に向けた各種取組みが推進されており、より高い省エネ性能住宅へのニーズが高まっております。商品価値を高め、顧客ニーズに対応した商品の投入による業容拡大を目指してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・新構法「BES-T019」を投入することで、省エネ性能・耐震性能に磨きをかけ、旗艦ブランドである注文住宅「CARDINAL HOUSE」、セカンドブランドである規格住宅「LIZNAS」の販売を強化及び施工効率の向上</li><li>・木の快適性、居住性が享受できる木造4階建てマンション「LAPEACE」の販売に注力</li><li>・販管費抑制による経費削減を行い、収益力向上</li></ul>
リフォーム事業	<p>住宅の省エネ改修の低利融資制度が新たに創設されるなど、既存住宅の省エネ化も新築同様に推進されており、さらに、既存住宅だけでなくオフィスや店舗といった非住宅分野での省エネ改修のニーズも高まっており、ニーズの多様化に合わせた商品展開を図ってまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・高断熱、高効率換気を中心とした環境型リフォームに加え、新商品開発による販売を促進</li><li>・マンション、オフィス・店舗などの非住宅分野のリフォームを推進</li></ul>
不動産事業	<p>コロナ禍における戸建住宅への需要が一巡し、不動産取引が弱含みで推移しております。事業の中核となる不動産仲介・売買事業の更なる強化及び付随する周辺事業への取組みに注力してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・北海道内を中心にドミナント戦略による地域内でのシェア拡大</li><li>・ブランディングによる認知度の向上を通じて、不動産仲介・売買事業の強化</li><li>・不動産仲介・売買事業に付随した事業及び分譲住宅事業へ注力し、ワンストップサービスによる高い顧客価値の実現</li></ul>

## (5) 主要な事業内容 (2022年10月31日現在)

事業区分	事業内容
住宅事業	注文住宅・賃貸住宅等の設計・請負・施工監理、分譲住宅の施工販売、住宅用地の販売に関する事業
リフォーム事業	リフォーム工事の請負・施工に関する事業
不動産事業	中古住宅・土地の販売、不動産の仲介、リノベーション、解体工事に関する事業
賃貸事業	不動産の賃貸・管理に関する事業

## (6) 主要な事業所 (2022年10月31日現在)

当 社	本 社：札幌市北区北9条西3丁目7番地 [事業所] (東京都) 東京事務所
株式会社土屋ホーム	本 社：札幌市北区北9条西3丁目7番地 事業所：北海道24、青森県3、岩手県2、秋田県2、山形県1、宮城県1、福島県1、栃木県3、群馬県1、埼玉県1、東京都1、富山県1、長野県4 工 場：北海道北広島市大曲工業団地5丁目1番地3
株式会社土屋ホームトピア	本 社：札幌市厚別区厚別南1丁目18番1号 事業所：北海道14、岩手県1、宮城県2、福島県3、東京都3、神奈川県1、長野県1、兵庫県1、京都府1、福岡県2
株式会社土屋ホーム不動産	本 社：札幌市北区北9条西3丁目7番地 事業所：北海道22、青森県1、岩手県1、宮城県1、東京都1

(7) 使用人の状況 (2022年10月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
住宅事業	547 (138) 名	4 (2) 名
リフォーム事業	101 (89) 名	0 (9) 名
不動産事業	84 (42) 名	13 (9) 名
賃貸事業	11 (26) 名	△3 (3) 名
全社 ( 共通 )	32 (4) 名	1 (△1) 名
合計	775 (299) 名	15 (22) 名

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 ( 共通 ) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24 (4) 名	1 (0) 名	47.0歳	15.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。



(8) **主要な借入先の状況**（2022年10月31日現在）

該当事項はありません。

(9) **剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

当社は、株主に対する安定的な利益還元を経営の最重要政策として位置付けており、効果的な業務運営による収益力の向上、財務体質の強化を図りながら、業績に裏付けられた成果の配分を行うことを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、激変する社会情勢と予想される同業他社との競争激化に対処し、今まで以上のコスト競争力の強化及び市場ニーズに応える商品開発などへの投資に有効活用し、今後の利益向上及び株主価値の向上に努めてまいります。

この方針のもと、2022年10月期の期末配当金につきましては、1株当たり6円の普通配当とさせていただきます。

(10) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年10月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 54,655,400株
- ② 発行済株式の総数 25,775,118株 (うち自己株式777,718株を含む)
- ③ 株主数 5,364名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社土屋総合研究所	3,437,300株	13.75%
株式会社土屋経営	2,768,241株	11.07%
土屋グループ従業員持株会	2,061,331株	8.25%
株式会社北洋銀行	1,227,455株	4.91%
土屋グループ取引先持株会	917,546株	3.67%
土屋公三	757,788株	3.03%
株式会社北海道銀行	745,673株	2.98%
土屋博子	738,774株	2.96%
公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団	500,000株	2.00%
土屋昌三	488,010株	1.95%

- (注) 1. 当社は、自己株式を777,718株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2022年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	土屋 昌三	公益財団法人ノーマライゼーション住宅財団理事長、株式会社土屋経営代表取締役社長及び株式会社土屋総合研究所代表取締役社長
代表取締役副社長	大吉 智浩	
取締役	菊地 英也	株式会社土屋ホームトピア代表取締役社長
取締役	所 哲三	株式会社土屋ホーム不動産代表取締役社長及び株式会社土屋ホーム不動産販売代表取締役社長
取締役	山川 浩司	株式会社土屋ホーム代表取締役社長
取締役	手塚 純一	ジェイ建築システム株式会社代表取締役
取締役	中田 美知子	学校法人北翔大学理事、札幌大学客員教授・評議員、株式会社北海道二十一世紀総合研究所顧問、中道リース株式会社社外取締役及びイオン北海道株式会社社外取締役
常勤監査役	前川 克彦	
監査役	千葉 智	千葉智公認会計士事務所所長及び株式会社北海道銀行社外監査役
監査役	中村 信仁	有限会社エスエーシー取締役社長、株式会社アイスブレイク代表取締役及び一般社団法人永業塾理事長
監査役	荒木 俊和	アンサーズ法律事務所所長、一般社団法人北海道M&A協会代表理事及び株式会社エコミック社外取締役

- (注) 1. 取締役手塚純一氏及び取締役中田美知子氏は社外取締役、監査役千葉智氏、監査役中村信仁氏及び監査役荒木俊和氏は社外監査役であります。
2. 常勤監査役前川克彦氏は、長年にわたり経理・財務業務に携わった経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役千葉智氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中における役員の担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。  
代表取締役社長土屋昌三氏は、2022年10月7日付で株式会社土屋経営及び株式会社土屋総合研究所の代表取締役社長に就任いたしました。
4. 当社は、取締役手塚純一氏、取締役中田美知子氏、監査役千葉智氏、監査役中村信仁氏及び監査役荒木俊和氏を、東京証券取引所及び札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしており、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による違法行為に起因する損害賠償金等については、填補の対象外としています。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役の他、当社子会社の取締役、監査役及び執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	51,600 (3,600)	51,600 (3,600)	— (—)	— (—)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	10,800 (3,600)	10,800 (3,600)	— (—)	— (—)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	62,400 (7,200)	62,400 (7,200)	— (—)	— (—)	8 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役3名については、子会社の代表取締役を兼務していることから報酬は支払っておりません。

ロ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会において決議した決定方針に従い適正に決定されていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

(イ) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬は、固定報酬、賞与及び退職慰労金により構成しております。固定報酬は各取締役の責任、役割等に応じて決定するものとしております。賞与は業績連動報酬としており、当該期の業績と各取締役の職位及び実績等を勘案の上で決定するものとしております。いずれも株主総会の決議により定められた限度額の範囲内において、取締役会決議に基づき代表取締役社長が委任を受けるものとしております。

退職慰労金については、在任年数及び在任中の功績等を踏まえて「役員退職慰労金規程」に基づき、取締役会に一任する旨の株主総会の決議を経た上で、取締役会で個人別の支給額を決定するものとしております。

(ロ) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1989年11月28日開催の臨時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。

監査役の報酬限度額は、1989年11月28日開催の臨時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

(ハ) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長土屋昌三氏が取締役個人の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限の内容は取締役の個人別の固定報酬及び賞与の決定であります。

この権限を委任した理由は、当社全体の業績を勘案しつつ各取締役について評価を行うには、代表取締役社長が適していると判断したためです。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- (イ) 取締役手塚純一氏は、ジェイ建築システム株式会社代表取締役を兼務しております。なお、当社グループはジェイ建築システム株式会社との間に、部材の購入等に関する取引関係があります。
- (ロ) 取締役中田美知子氏は、学校法人北翔大学理事、札幌大学客員教授・評議員、株式会社北海道二十一世紀総合研究所顧問、中道リース株式会社社外取締役及びビオン北海道株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社グループと学校法人北翔大学、札幌大学、株式会社北海道二十一世紀総合研究所、中道リース株式会社及びビオン北海道株式会社との間に、特別の関係はありません。
- (ハ) 監査役千葉智氏は、千葉智公認会計士事務所所長及び株式会社北海道銀行社外監査役を兼務しております。なお、当社グループと千葉智公認会計士事務所との間に、特別の関係はありません。また、株式会社北海道銀行との間に、通常の銀行取引があります。
- (ニ) 監査役中村信仁氏は、有限会社エスエーシー取締役社長、株式会社アイスブレイク代表取締役及び一般社団法人永業塾理事長を兼務しております。なお、当社グループと有限会社エスエーシー及び一般社団法人永業塾との間に、特別の関係はありません。また、株式会社アイスブレイクとの間に、社員研修に関する取引があります。
- (ホ) 監査役荒木俊和氏は、アンサーズ法律事務所所長、一般社団法人北海道M&A協会代表理事及び株式会社エコミック社外取締役を兼務しております。なお、当社グループとアンサーズ法律事務所及び一般社団法人北海道M&A協会との間に、特別の関係はありません。また、株式会社エコミックとの間に、年末調整業務代行等に関する取引があります。

## ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割 に関して行った職務の概要
取締役 手塚 純一	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席いたしました。主に経験豊富な経営者及び工学博士・農学博士としての見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役 中田 美知子	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに出席いたしました。主に経験豊富なキャリアに基づき、有識者としての見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 千葉 智	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 中村 信仁	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。主に経験豊富な経営者としての見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 荒木 俊和	当事業年度に開催された取締役会15回のうちすべてに、監査役会14回のうちすべてに出席いたしました。主に弁護士としての見地から意見を述べており、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人 銀河

#### ② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

- (注) 1. 当社のすべての子会社につきましても監査法人銀河が会計監査の担当となっております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行いました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
    - (イ) 当社の取締役は、法令遵守はもとより、「創業者の志」と毎期発行する「わが社の経営方針書」に明示されている企業理念（使命感経営）、企業倫理観、価値観、行動規範を取締役自ら率先垂範するとともに、当社グループ全役職員に更なる周知徹底を図る。
    - (ロ) 月1回の定例取締役会、グループ経営会議、及び必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速な意思決定、報告、検討を行う。また、全グループ幹部が参加する幹部会議で重要事項を伝達する。
    - (ハ) 内部監査室は、内部監査規程に基づき、業務ラインから独立した立場で法令、定款、及び社内規程の遵守状況、職務執行の妥当性につき定期的に内部監査を行い、問題事例の発生時にはその解決のため、助言・指導・是正勧告をするとともに取締役会へ報告する。
  - ロ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - 取締役の職務の執行に係る情報については、「文章管理規程」に基づき適切かつ容易に検索が可能な状態で保存管理し、定められた保存期間に応じて閲覧可能な状態を維持する。
  - ハ. 当社の子会社の取締役、執行役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - (イ) 偶数月、月初に開催され全グループ幹部が参加する幹部会議で職務の執行に係る事項の報告を行う。
    - (ロ) 日々の業務報告メールによる職務執行状況の共有を行う。
- ニ. 当社及び当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (イ) 「リスク管理規程」に基づき、リスク対策委員会でリスクの洗い出し及び対策を協議し、その内容について「リスク管理委員会」で承認を行う。
  - (ロ) 事業活動上の重大な事態が発生した場合には代表取締役が緊急対策協議会を招集し、迅速な対応を行い、損失、被害を最小限にとどめる体制を整える。

ホ. 当社及び当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役の効率的な職務執行体制の根幹として、月1回の定例取締役会、グループ経営会議、及び必要に応じて適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関して迅速な意思決定、報告、検討を行う。また、全グループに関する事項については、偶数月、月初に開催され全グループ幹部が参加する幹部会議で重要事項の職務執行の徹底、報告、協議を行う。
- (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程により、役割と責任、執行手続きの詳細について定める。
- (ハ) 全事業所をオンラインで結んだ業務報告メールを活用し、情報の伝達、業務推進事項、事務処理等を効率的、迅速に行える体制とする。

ヘ. 当社及び当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 企業人、社会人としての倫理規範、行動規範、法令遵守を明示している「創業者の志」「わが社の経営方針書」の実践的運用と徹底を図り、各種研修のなかで、コンプライアンス教育を必ず取り入れ、その啓発を行う。
- (ロ) 役員・使用人に重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、社長若しくは内部監査室に迅速に報告するものとする。内部監査室は報告された事実についての調査を実施し、社長と協議のうえ必要と認める場合、適切な対策を決定する。
- (ハ) 法令遵守上疑義のある行為については、公益通報者保護規程により、使用人が直接通報を行う手段を確保するものとし、通報者には不利益がないことを確保する。
- (ニ) 社長直轄の内部監査室は使用人の業務執行状況について定期的に内部監査を行う。
- (ホ) 土屋グループに属する会社間の取引は、法令、企業会計原則、税法その他の社会規範に照らし適正であることを確保するため、必要に応じて専門家に確認する体制とする。
- (ヘ) 当社監査役は子会社においても監査業務を実施し、業務の適正を確保する。

ト. 当社の監査役補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (イ) 監査役が業務補助のための使用人(以下、「補助使用人」という)を求めた場合は、監査役スタッフを置くこととし、その人数、職務内容等については常勤監査役との間で協議のうえ決定する。
- (ロ) 補助使用人は専ら監査役の指示に従いその職務を行う。また、その人事異動、人事評価に関しては、予め常勤監査役の同意を得る。
- (ハ) 補助使用人は内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び社内組織を利用して、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき調査を行える体制とする。

- チ. 取締役、その他使用人等及び子会社の取締役、使用人等が当社の監査役に報告をするための体制
- (イ) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生、又は発生する恐れがある場合、役員による違法又は不正な行為を発見した場合は速やかに監査役に報告する。また、前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて取締役、使用人に対して報告を求めることができることとする。
  - (ロ) 監査役が取締役会及びグループ経営会議並びに幹部会議その他社内会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書は都度回覧できるものとする。
  - (ハ) 監査役は内部監査室と情報を共有し、会計監査人及び社内の組織を利用して、取締役及び使用人の業務の適法性・妥当性につき報告を行える体制とする。
  - (ニ) 公益通報者保護規程による通報状況については、監査役への適切な報告体制を確保する。
- リ. 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 報告及び相談を行った者（以下、「報告者等」という）が報告及び相談したことを理由として、報告者等に対して解雇その他いかなる不利益な扱いも行ってはならないものとする。
  - (ロ) 報告者等が報告又は相談したことを理由として、報告者等の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を執り、報告者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（報告者等の上司、同僚等を含む）がいた場合には、「就業規則」に従って処分を課すものとする。
- ヌ. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (イ) 会社の事業計画及び監査役職務の監査計画に沿って発生すると見込まれる監査費用は予算化し、有事対応等、緊急の監査役費用についても前例を考慮し想定した費用を予算に含むものとする。
  - (ロ) 緊急又は臨時に支出した費用、支出が想定される費用について、会社に前払又は償還を請求することができるものとする。

ル. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (イ) 監査役の過半数は社外監査役とし、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とする。
- (ロ) 代表取締役と監査役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制とする。
- (ハ) 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、外部専門家を独自に起用することができる。

ヲ. 反社会的勢力に対する基本方針

- (イ) 当社及び当社の子会社は、「反社会的勢力調査マニュアル」において、反社会的勢力の排除に係る信用調査を実施する手順の定めに従い一切の関係遮断を徹底する。
- (ロ) 「土屋グループ反社会的勢力排除対応マニュアル」に従い社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を図り、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、反社会的勢力に対して経済的利益を含む一切の利益の供与を行ってはならない旨を行動基準としている。

また、公益財団法人北海道暴力追放センターが主催する、暴力団等、反社会的勢力との関係排除や反社会的勢力からの不当要求があった場合の対応策等に係る講習を受講し、対応体制・対応要領を整備している。

上記行動基準及びマニュアルを役員・社員へ周知、徹底していくとともに、コンプライアンス室のもと当社の子会社に警察官を退職した者を参与として置き組織体制を構築し、顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けて更なる社内体制の整備・強化を図っている。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記の内部統制システムの整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。当事業年度におけるその運用状況の概要は次のとおりであります。

イ. 取締役会における決議事項について

「取締役会規程」の「取締役会決議事項付議基準」に基づき、取締役会で決議を行っております。当事業年度においては、月次決算、適時開示書類、関連当事者取引、業務規程の改定、重要な組織及び人事異動などの決議を行っております。

ロ. コンプライアンス

当社は、当社グループ従業員に対し、社会規範綱領としての「コンプライアンス・カード」を配布して浸透を図っております。また、コンプライアンス相談窓口もこのカードに社内窓口及び社外窓口の連絡先を記載し周知しております。

ハ. リスクマネジメント

毎月「リスク対策委員会」を開催し、リスクの洗い出しを行い、重大性、緊急性等のあるリスクは「リスク管理委員会」に提言し、検討、承認を得ております。

ニ. 内部監査体制及び財務報告に係る内部統制の評価

内部監査体制については、内部監査計画に基づき監査を実施しており、財務報告に係る内部統制については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から評価範囲を決定し、財務報告に係る内部統制の評価を行っております。

ホ. 子会社経営管理

当社取締役会に各子会社社長も出席しており、子会社の経営管理体制を整備、統括しております。各子会社の事業の運営状況につきましては、毎月開催される取締役会及びグループ経営会議に報告がなされております。なお、内部監査室は監査計画に基づき、監査役と連携して各子会社の内部監査を実施しております。

ヘ. 取締役の職務執行

当社は、原則月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行っております。また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行が行われるよう「グループ幹部会議」において周知しております。

ト. 監査役の職務執行

監査役は、取締役会へ出席し、常勤監査役は、「グループ経営会議」及び「グループ幹部会議」並びにその他重要な会議への出席を通じて必要がある場合には意見を述べ、報告を受けるとともに稟議書等の業務執行に係る重要文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めるなどにより健全な経営体制と効率的な運用を図るために助言を行っております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人、内部監査室との情報交換に努めております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第47期 2022年10月31日現在	科目	第47期 2022年10月31日現在
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>11,861,664</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,942,048</b>
現金預金	2,830,781	工事未払金等	3,239,536
完成工事未収入金等	344,597	リース債務	18,846
未成工事支出金	943,686	未払法人税等	219,719
不動産事業支出金	170,484	未払消費税等	285,630
販売用不動産	5,944,012	未成工事受入金	2,713,319
原材料及び貯蔵品	256,488	完成工事補償引当金	44,540
未収入金	958,486	その他	1,420,455
その他	417,461	<b>固定負債</b>	<b>1,610,184</b>
貸倒引当金	△4,334	リース債務	30,151
<b>固定資産</b>	<b>9,782,437</b>	役員退職慰労引当金	137,084
<b>有形固定資産</b>	<b>8,231,078</b>	退職給付に係る負債	688,374
建物・構築物	2,411,185	資産除去債務	43,215
機械装置及び運搬具	53,609	その他	711,358
土地	5,647,685	<b>負債合計</b>	<b>9,552,232</b>
リース資産	44,214	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	48,717	<b>株主資本</b>	<b>12,162,794</b>
その他	25,666	資本金	7,114,815
<b>無形固定資産</b>	<b>225,636</b>	資本剰余金	4,427,452
その他	225,636	利益剰余金	777,421
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,325,721</b>	自己株式	△156,894
投資有価証券	564,428	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△68,851</b>
長期貸付金	75,951	その他有価証券評価差額金	△134,609
繰延税金資産	330,595	退職給付に係る調整累計額	65,757
その他	442,545	<b>純資産合計</b>	<b>12,093,942</b>
貸倒引当金	△87,799	<b>負債純資産合計</b>	<b>21,646,174</b>
<b>繰延資産</b>	<b>2,072</b>		
創立費	304		
開業費	1,767		
<b>資産合計</b>	<b>21,646,174</b>		

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第47期
	2021年11月1日から 2022年10月31日まで
売上高	34,716,654
売上原価	25,855,792
売上総利益	8,860,861
販売費及び一般管理費	8,712,601
営業利益	148,260
営業外収益	105,793
受取利息	3,276
受取配当金	14,842
受取事務手数料	39,775
固定資産税等清算金	13,883
その他	34,016
営業外費用	25,627
支払利息	13,227
開業費償却	7,822
その他	4,577
経常利益	228,425
特別利益	371,534
固定資産売却益	338,821
投資有価証券償還益	18,150
その他	14,562
特別損失	76,097
固定資産除却損	7,287
減損損失	595
和解金	39,100
お別れの会関連費用	28,136
その他	977
税金等調整前当期純利益	523,862
法人税、住民税及び事業税	295,529
法人税等調整額	△2,091
法人税等合計	293,438
当期純利益	230,423
親会社株主に帰属する当期純利益	230,423

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	第47期 2022年10月31日現在	科目	第47期 2022年10月31日現在
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>3,604,401</b>	<b>流動負債</b>	<b>186,209</b>
現金預金	1,252,230	未払金	45,063
売掛金	31,317	未払費用	16,661
貯蔵品	1,179	未払法人税等	38,895
前払費用	18,914	未払消費税等	79,932
短期貸付金	1,428,500	預り金	3,714
未収入金	872,042	前受収益	1,215
その他	216	その他	726
<b>固定資産</b>	<b>9,270,921</b>	<b>固定負債</b>	<b>116,846</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>6,274,508</b>	長期預り保証金	35,000
建物	1,618,757	役員退職慰労引当金	38,749
構築物	20,765	退職給付引当金	43,096
機械装置	29,352		
工具器具備品	11,663	<b>負債合計</b>	<b>303,055</b>
土地	4,593,969		
<b>無形固定資産</b>	<b>76,048</b>	<b>純資産の部</b>	
商標権	196	<b>株主資本</b>	<b>12,706,876</b>
ソフトウェア	75,780	<b>資本金</b>	<b>7,114,815</b>
電話加入権	72	<b>資本剰余金</b>	<b>4,427,452</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,920,363</b>	資本準備金	3,927,452
投資有価証券	552,428	その他資本剰余金	500,000
関係会社株式	2,234,186	<b>利益剰余金</b>	<b>1,321,503</b>
出資金	310	その他利益剰余金	1,321,503
長期前払費用	1,746	繰越利益剰余金	1,321,503
長期未収入金	17	<b>自己株式</b>	<b>△156,894</b>
役員保険積立金	115,623	<b>評価・換算差額等</b>	<b>△134,609</b>
その他	22,163	その他有価証券評価差額金	△134,609
貸倒引当金	△6,111		
<b>資産合計</b>	<b>12,875,322</b>	<b>純資産合計</b>	<b>12,572,267</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>12,875,322</b>

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。



## 損益計算書

(単位：千円)

科目	第47期 2021年11月1日から 2022年10月31日まで
営業収益	1,038,116
販売費及び一般管理費	965,338
営業利益	72,777
営業外収益	60,800
受取利息	33,100
受取配当金	14,391
その他	13,309
営業外費用	13,070
支払利息	13,070
経常利益	120,508
特別利益	354,375
固定資産売却益	321,663
投資有価証券売却益	18,150
保険解約返戻金	14,562
特別損失	28,948
お別れの会関連費用	28,136
その他	812
税引前当期純利益	445,936
法人税、住民税及び事業税	38,767
法人税等調整額	△6,089
当期純利益	413,257

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年12月15日

株式会社土屋ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 銀河  
北海道事務所

代表社員 公認会計士 川上 洋司  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 李大 充  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社土屋ホールディングスの2021年11月1日から2022年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社土屋ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年12月15日

株式会社土屋ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 銀河  
北海道事務所

代表社員 公認会計士 川上 洋司  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 李大 充  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社土屋ホールディングスの2021年11月1日から2022年10月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2021年11月1日から2022年10月31日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人銀河の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年12月16日

株式会社土屋ホールディングス 監査役会

常勤監査役	前	川	克	彦	Ⓔ
社外監査役	千	葉		智	Ⓔ
社外監査役	中	村	信	仁	Ⓔ
社外監査役	荒	木	俊	和	Ⓔ

以 上



# 定時株主総会会場ご案内図

会場

土屋ホーム札幌北九条ビル 8階 会議室

札幌市北区北9条西3丁目7番地 TEL (011) 717-5556 (土屋ホールディングス)

ホームページアドレス <https://www.tsuchiya.co.jp/>

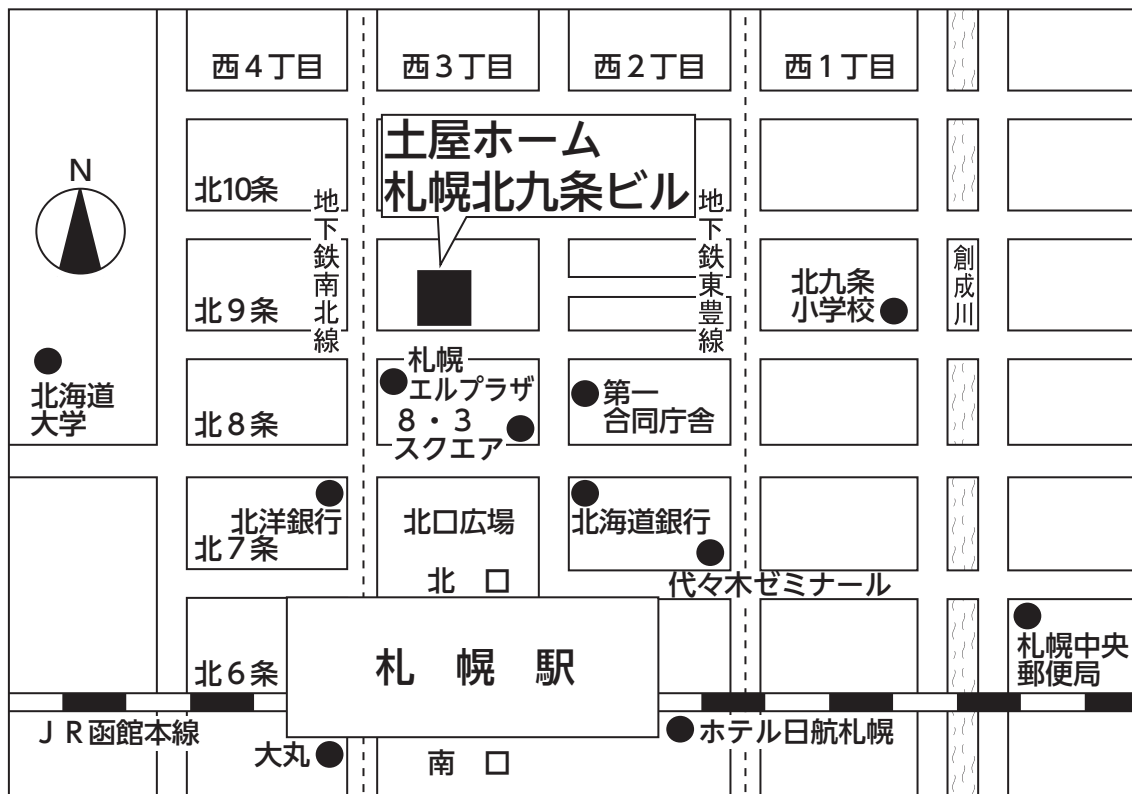
交通

J R | ● 札幌駅

| 北口より徒歩5分

地下鉄 | ● 札幌駅

| 徒歩5分



※駐車場の用意はいたしていませんので、お車での来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。

※前年に続き、株主総会にご出席の株主様にお配りしておりましたお土産を本年も取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。